

“特集” 悪質商法にご注意 消費者相談センターへ相談を

- P 5 救命講習を受けよう
- P 6 まちなか循環バス運行ルートなど見直し
- P 8 築城430年祭イベント情報
- P 12 がん検診を受けよう
- P 13 ごみは正しく分別を／屋外広告物掲出前に許可申請を



ジュージューといいにおい

7月25日から26日にかけて越前おおの結^{ゆい}ステーションで行われた「越前おおの”とんちゃん祭り”～ホルモン大野城の戦い～」には多くの市民などが詰め掛けました。ジュージューと焼ける音、モクモクと立つ煙の中、おいしかった店を選び、使った^{はし}箸で投票。県内外から参加した20店舗の中から「日本一」が選ばれ、優勝旗が授与されました。



すぐ相談を 消費者相談センターへ

悪質商法に
ご注意ください

ますます複雑で
巧妙な手口へ



食品表示を偽装した事件や中国製冷凍ギョーザへの薬物混入による中毒事件、事故米の不正な転売など、次々と市民の生活に直結する事件が起りました。身近なところでも、問題は起きています。複雑で巧妙な手口による悪質な商法で多くの人が被害を受けています。その被害は高齢者だけ受けているわけではありません。若者も狙われているのです。

私たち消費者が被害に遭わないために、困ったことや気になったことがあれば「消費者相談センター」に気軽に相談してください。

消費者庁の設置から1年 法律改正で被害防止の強化

年々、手口が複雑に、そして巧みになっている悪質商法。支払い能力を超えるクレジットカード契約や大量の商品を買う契約を結ばされるなど、消費者の問題は後を絶ちません。

消費者の利益を守る事務を一体的に行う行政機関として、国では昨年9月に「消費者庁」を設置しました。さらに、消費者が被害に遭わないように、昨年12月には「特定商取引に関する法律」が改正されました。違反した事業所には、懲役や罰金といった処罰や業務の停止などの処分が科せられるようになりました。

特定商取引法改正の概要

「特定商取引に関する法律」は消費者を守る法律の1つです。消費者が公正に取り引きができるように、事業者による不公正な勧誘などを取り締まるため、昨年12月に次のとおり改正されました。

○全商品が対象

訪問販売による契約を解約できるクーリング・オフ制度は原則として、すべての商品やサービスの訪問販売について対象となりました。

○再勧誘の禁止

契約をしない意思を示した消費者に、同じ商品その場で引き続き勧誘したり、再び訪れて勧誘したりすることが禁止されました。

○過量販売を規制

商品の購入について、非常に多くの量を契約した場合は、契約後1年間は解除できるようにしました。その量は個別に判断されます。

市役所内に相談窓口

本市の消費生活についての相談窓口は「大野市消費者相談センター」です。市役所1階生活防災課内に設けられているセンターには、市民が安心して相談できるよう、専門の知識がある相談員が配置されています。

相談員がさまざまな問題に対処するため、全国の事例を検索し、閲覧することができ「情報ネットワーク・システム」を4月から導入しています。最新の手口など悪質商法についての情報や対処方法などについて相談員が助言の参考にしています。

地方でも都市部と同様の問題が起っています。



本市でも被害に遭わないよう心掛け、気軽に相談してみましょ。

相談員は各集落や団体などの要望に応じて、講演や講座も行っています。消費者として知っておくよい知識や訪問販売などの対応方法などを啓発しますのでご利用ください。

気軽に相談を



小川 恵子
消費生活指導推進員

消費者相談センターは休日や祝日などを除き、毎週月曜日から金曜日まで開いています。「不用品商品の購入契約をしたが解約したい」「覚えがないサイトの利用料について請求する携帯電話メールが届いた」などの相談をはじめ、「しつこい訪問販売や電話勧誘を止めてほしい」というように、商品を購入していなくても消費生活で困っていることがあれば気軽に相談してください。電話での相談も受け付けています。

大野市消費者相談センター
☎66・1111(内線463)

消費者ホットライン(全国共通)
☎0570・064・370

土曜日や日曜日、休日などにはホットラインを利用してください。



気を付けよう!! こんな手口

—家族や地域の見守りが重要—

電話勧誘で特典強調

「ただ今、キャンペーン中です」「今なら、無料でサンプルを送ります」「2カ月、無料でお試いただけます」などの言葉に、つい無料ならばと契約してしまいがちです。

結果として「サンプル以外に商品と一緒に届いて代金引換で仕方なく払ってしまった」「放っておいたら無料2カ月が過ぎ、利用代金の請求書が届いてしまった」などの事例があります。

電話があつても特典に惑わされず、必要かどうか一旦電話を切ってから家族や友人に相談するなど、すぐに決めないよう心掛けましょう。

魚介類や果物といった食品などの販売が目的で電話が掛かってくることもあります。不要ならば、きっぱりと「いいません」と言いつつ、すぐに電話を切りましょう。



「地域全体で互いに見守ろう」

大野市くらしのアドバイザー
佐藤千恵子 さん



私は月1回の高齢者サロンで料理を食べたり、お茶を飲んだりしているときに「今、こんなことが消費者の問題になっているのよ」と話題を提供して啓発を図っています。

時折、民家や車庫での販売も見掛けます。それ自体は違法でないため、近所の人に行かないようには言えませんが、悪質な商法ではないか気を付けています。

地域で互いに気を付け合うようになれば、自然と被害の防止につながると思っています。

路上などでの声掛けや無料の粗品

路上などで販売目的を告げずに声を掛けて、会場に引き込む「キャッチセールス」が後を絶ちません。

無料で粗品をもらうことができたり、安く日用品が買えたりと消費者の関心をあおり、販売会場に引き込みます。最終的には不要な高額商品を購入させられる結果になります。

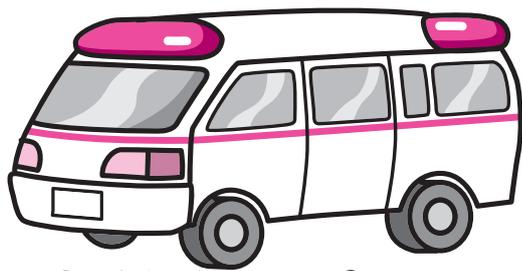
相手は、最初からその人をだまそうと、持っている技術をすべて出してくる「プロフェッショナル」なのです。粗品をもらったら帰ろうと思っても、その場の雰囲気や欲しいと思ったり、買わざるを得ない状況に追い込まれたりして、契約してしまいます。

誘われても付いて行かないよう、きっぱり断ることが被害の防止につながります。

友達や近所の人に「一緒に行ってみよう」と誘われても、「行かない方がいいよ」と伝えるくらいの心構えが必要なのかもしれません。

家族や地域の一丸となった見守りで、キャッチセールスの被害防止につなげましょう。

救命講習を受けよう



9月9日は「救急の日」 あなたは大切な人の命を救えますか

救急の日は、救急業務や救急医療について市民の皆さんの理解や認識を深め、救急医療関係者も意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、救急の日を皆さん1週間を救急医療週間としています。

救命の連鎖

救急車の平均到着時間は約8分です。心停止から1分経過することには救命率は7割から10割は下がります。近くに居合わせた市民の皆さんでなければ救えない命があり、救急車が到着するまでの間に皆さんができる処置があります。

救急車を呼ぶときは、局番なしの「119」をダイヤルし、場所は詳しくはつきり伝えましょう。事故なのか急病なのか、その人数も伝えましょう。

先日、救命講習を受講した人たちが救命ための行動を素早く行ったことで、本市でも救命することができました。皆さんも救命講習に参加し

応急手当を身に付けましょう。消防署では毎月第4日曜日に3時間の普通救命講習会を開催しています。それ以外にも要望により出張講習会を開催しています。詳しくは消防署へ問い合わせてください。

救急車は本当に必要なときに

全国的に救急出動件数は年々増加しています。昨年中、本市の救急出動は1,201件で、1,168人を4台の救急車を使って搬送

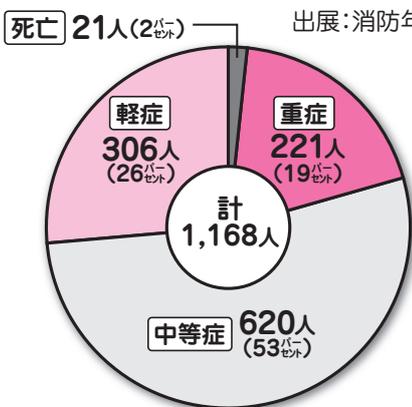
されています。

皆さんも救命講習に参加し

されています。

平成21年 傷病程度別搬送人員状況

出展:消防年報



救命の連鎖

早い通報	早い応急手当
早い応急処置	早い医療処置



「救命の連鎖」の重要性

突然に心肺停止した人を救命するためには、119番通報、心肺蘇生、除細動、救急隊や医師による救命処置の4つの行動が連続して素早く行われることが必要です。

救える命を救いたい

軽いけがや病気など緊急性がない場合でも安易に救急車を利用すると、本当に救急車が必要な人への対応が遅れ、救える命も救えなくなってしまう可能性があります。

緊急性がなく、救急車以外にも搬送の手段がある場合、救急車の利用を控え、自家用車などを利用できないか考えてみてください。

消防署

☎ 66・0119



試験運行開始から1年 乗り降りが便利に

運行ルートと運行時刻を見直し



市街地を走る「まちなか循環バス」と周辺地域を走る「乗合タクシー」は試験運行を始めて、1年が経とうとしています。

利用状況や利用者の意見により、10月4日、運行ルートや運行時刻を見直し、利用しやすくなります。

通学や通勤、買い物、通院などにバスや乗合タクシーを利用してください。

まちなか循環バス

○朝夕を増便

通勤や通学に便利になるよう午前8時台や夕方の便を増便します。

○南北ルート

乗り換え不要に

同じバスが北ルートと南ルートを連続して運行します。

従来、2つのルートは、それぞれのバスが運行していましたが、乗り換えが不要になります。

○逆回りの便を運行

「逆回りの便」も運行します。大回りしなく

ても目的地へ行くことができようになります。

従来、ルートに沿って一方向に運行されていたので、目的地によっては大回りしていましたが、乗車時間が短くなります。

○Vioやあっ宝んどへ延長

一部の便で、運行ルートを延長します。

ショッピングモールVio方面へは、午前10時ごろから午後4時30分ごろまでの間に8便が運行します。あっ宝んどやみつわ方面へは、午前11時ごろ、午後2時ごろ、午後4時ごろの3便運行します。

○運賃は100円

「まちなか循環バス」の運

賃は、1乗車100円のままです。

同じバスに乗ったまま南ルート間を移動するので、乗車は1回として計算します。

乗合タクシー

乗降場所を4力所増加

「寺町口」「大野六間」「結ステーション」「大野市役所」の停留所でも乗り降りができるようになります。

従来、市街地で乗降できる場所は越前大野駅のみでしたが、乗り換えをしなくても多くの場所へ行くことができます。

切り替え準備で

2日間バス運休

現在の運行方法から新しい運行方法への切り替えのため「まちなか循環バス」は10月2日と3日2日に運休し、「乗合タクシー」は3日回のみを運休します。

詳細は、9月中旬に全戸配布するチラシをご覧ください。

○ 都市計画課計画景観係

☎ 66・1111内線3503(3)

430年祭イベント情報



市歴史博物館特別展 越前大野城 ～金森領国から土井大野藩へ～

東海と北陸を結ぶ要衝警護としての性格を有する大野城や美濃街道の重要性について紹介します。茶道具の名品を展示し、茶人大名であった金森長近公の文化人としての姿も紹介します。

期間 9月4日(土)～12月26日(日)
時間 午前9時～午後4時(回祝日は午後5時まで)
場所 市歴史博物館
入館料 大人200円、中学生以下は無料(団体割引あり)
休館日 毎週日、国民の祝日の翌日

○記念講演会

日時 10月24日(土)午後1時30分
場所 有終会館
テーマ 金森長近公所用の甲冑かっちゅうについて
講師 日本甲冑武具研究保存会最高顧問 藤本鞍齋あんさいさん
入場料 無料
締切 10月22日(金)

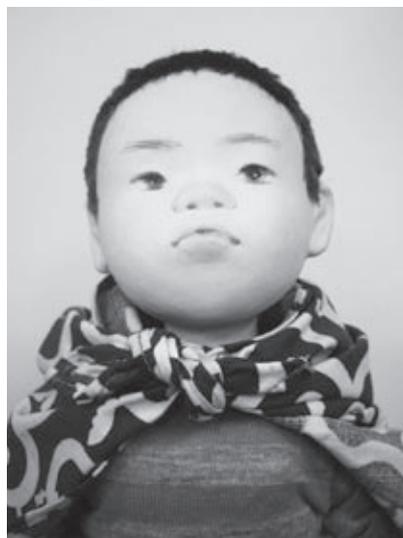
○記念図録の販売

テーマ 越前大野城 ～金森領国から土井大野藩へ～
内容 展示資料の列品解説(オールカラー)
寄稿 金森長近公所用の甲冑について(藤本鞍齋さん)
価格 1,500円

☎ 市歴史博物館 (☎65・5520)



昭和の子どもたち 石井美千子人形展



人形作家、石井美千子さんが昭和30年代の子どもたちの日常と家族のきずなをテーマに創作した約230体の人形作品を展示します。大野市の歴史、文化、風土の形成に、役割を果たしてきた当時の品々も同時に展示します。

期間 10月1日(土)～24日(日)
時間 午前9時～午後4時30分(土回祝日は午後7時まで)
場所 旧Fマート(五番商店街)
入場料 一般500円、中学生・高校生200円、小学生100円
その他 次の場合は入場料が免除されます。

- ▶ 市内の福祉施設に入所・通所している人とその介助者(施設から来館した場合に限る)
- ▶ 障害者とその介助者(障害者手帳の提示が必要)
- ▶ 学校の授業の場合(市内の学校で、1回に限る)

☎ 社会教育課青少年女性係 (☎65・5590)



越前大野城築城

越前大野城フォーラム

越前大野城が築城された時代の城郭について、専門家や研究者の視点で近隣の事例を紹介します。越前大野城の歴史的な価値を再発見します。

日時 10月2日 土 午後1時30分～4時30分

場所 学びの里「めいりん」

内容 **基調講演**

講師 奈良大学文学部文化財学科教授 千田嘉博さん

事例発表

発表者 田中彰さん(岐阜県高山市・高山城について)

古田憲司さん(岐阜県美濃市・小倉山城について)

河村健史さん(福井城について)

入場料 無料

その他 事前申込は不要です。大野城跡や市街地で発掘された出土品を展示します

☎ 文化課文化係 (☎66・5410)



五番夜市と竹あかり 実行委員会支援事業

小京都越前おおの、五番商店街で仲秋の夜を竹の明かりと商店街夜市で演出します。夜市と合わせて竹あかりコンテストを実施します。



日時 10月1日 土 午後5時～9時

2日 日 午後1時～9時

場所 五番通り

内容 五番夜市

農産物などの販売やステージイベント

竹あかりコンテスト

県内創作団体による竹のオブジェが並ぶ

☎ 市観光協会 (☎65・5521)

五番商店街振興組合 (☎66・5597)

初めての越前大野城招待事業 ー秋ー

高齢者や障害者など亀山山頂まで登れない人を対象に、「初めての越前大野城招待事業」を行います。越前おおの結ステーションから亀山山頂まで車で案内し、記念撮影や歴史案内をします。

日時 10月19日 木～21日 土 午前9時～午後3時

対象 軽自動車の後部座席に乗り降りできる高齢者や障害者で、山頂まで登れない人

定員 先着100人(1日30人程度)

申込方法 本人と付添い人(2人まで)の住所や氏名、連絡先、参加希望日時、身体の状態を電話かファクスで連絡

締切 9月24日 土 **☎** 社会福祉課社会福祉係 (☎66・1111 内線471 FAX66・0294)



新しい文化の祭典 パラダイスオオノ2010

市民自主事業

昨年に続き2回目の開催。今年は新しい文化の祭典として、全国から新進気鋭のアーティストが多数集まります。音楽ステージでは地元のバンド「ピッキングカントリーボーイズ」、大野出身の歌手「尾野玲子」をはじめ、2日間で14組がコンサートを行います。

アート実演コーナーや体験コーナー、飲食コーナーもあり1日中楽しめます。

期 間 9月18日(土)～19日(日)正午～午後7時

場 所 結ステーション

入場料 中学生以上500円(当日700円)、小学生250円(当日350円)

問 ポップアップ大野 笹島さん
(☎64・1678)



城山ぐるり焼もの祭

市民自主事業

県内の陶芸愛好家が集い、柳廼社の参道沿いに、自慢の陶芸作品を展示します。野外コンサートや喫茶コーナー、なんでも市などを開催します。越前大野城まで行った人には陶芸品を贈呈します。

月 日 9月19日(日)午前10時～午後4時

場 所 亀山公園、柳廼社

問 楽窯会 (☎090・1632・1838)



越前大野城良縁結婚式

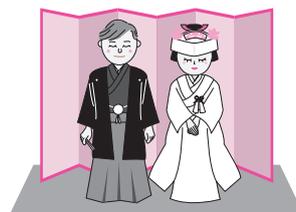
市民自主事業

春日神社境内にある「良縁の樹」。そして築城430年を迎える「越前大野城」を舞台に、思い出と記念に残る結婚式を行います。良縁に恵まれた2人を祝う特別な演出に期待してください。

月 日 9月19日(日)

場 所 春日神社(良縁の樹)、越前大野城周辺

問 良縁クラブ
(☎66・2072)



第62回 大野地区体育大会

市民自主事業(広報支援事業)

いつもとはちょっと変わった時代物の競技をします。開会式では430個の風船を飛ばします。

月 日 9月26日(日)

場 所 有終西小学校 グラウンド

問 大野地区体育協会
(☎66・2828)



切り絵が語る 大野の美・誇・情

市民自主事業

切り絵作家・三宅嵩さんの作品展です。越前大野城の雄姿をはじめ、城下町のたずまいを特有の鋭く美しい黒線で表現しています。特に、幕末大野藩の藩政改革に活躍した内山良休を取り上げ、大野藩の躍進と誇りを伝えます。

期 間 10月1日(土)～15日(日)

場 所 平成大野屋平蔵、二階蔵

問 平成大野屋 (☎69・9200)



お福の方は銭井 秀予さん

いよいよ近付いてきた

430年祭メインイベント

8月14日、輝センターで「お福の方コンテスト」が開催されました。

見事、グランプリには銭井 秀予さん(23歳・明倫町)が進

ランプリには服部瞳さん(29歳・牛ケ原)が選ばれました。グランプリの銭井さんは10月10日の築城430年祭記念パレードに金森長近公の正室「お

福の方」に扮して参加します。

コンテストには書類審査を通過した6人が参加。2人ずつ浴衣姿でステージに立ち、自己紹介や大野のイメージについて語りました。黒原孝男・商工会議所会頭や砂子二郎・市議会議長など6人が審査しました。



長近公役に山下真司さん

コンテスト会場で、金森長近公役にはタレントの山下真司さんに決定したと発表されました。いよいよ近づいてきた同祭のメインイベント。市民総参加で新しい風を起すこと成功させましょう。



大野をアピールしたい



銭井 秀予さん

お福の方に選られて、とてもうれしいです。市外に勤務していることもあり、市外からも多くの方が大野に来てくれるよう積極的に大野の良さを伝えていきたいと思います。

山下真司さんと一緒に築城430年祭記念パレードに出ることができるとも夢のようです。今は、期待でわくわくしていますが、パレード当日は精一杯がんばりたいと思っています。

クーポン券を販売

同祭メイン月間である10月と11月に開催される各イベントで使用できる抽選券付きクーポン券(2,000円相当)を輝センターで販売します。先着2,000セットです。抽選会は、同祭の最終イベント「越前おおの冬物語」で行います。

対象イベント

五番夜市、ふるさとおまつり広場、三大朝市物産まつり、九頭竜紅葉まつり、越前おおの産業と食彩フェア2010、越前大野小京都物産五番まつり

展示館案内係・臨時職員を募集中

10月2日から24日まで、まちなか交流センターで開く「越前おおの魅力体験展示館」の案内係として、臨時職員を引き続き募集しています。詳しくは問い合わせてください。

☎ 築城430年祭事業推進室 (66・1111 内線167)

販売期間 9月19日(日)～11月21日(日)

☎ 商工会議所 (66・1230)

9月は、がん征圧月間

2年に1回は

がん検診を受けよう

がんは決して他人事ではありません。自分のため、大切な家族のためにも、がんで命を落とさないように、2年に1回はがん検診を受けましょう。本年度、市では各公民館などで集団検診を32回実施しています。そのうち休日検診は7回です。医療機関で個別検診も受けることができます。まだ受診していなくても遅くありません。積極的に、がん検診を受けましょう。集団検診、個別検診ともに、受診の際は、受診券を必ず持参してください。



▶がん征圧について考える全国大会が9月10日(金)に福井市フェニックスプラザで開催されます。アグネス・チャンさんの講演もあります。

休日検診の日程

○10月23日(土)・有終会館

肺・胃・大腸がん検診は、午前9時から10時30分まで受け付けます。

子宮・乳がん検診は、午後1時15分から2時15分まで受け付けます。

定員は、子宮がん検診が70人、乳がん検診が45人です。

○11月14日(日)・保健センター

肺がん検診は、午前9時から10時30分まで受け付けます。

平日にも検診日があります。詳細は問い合わせください。

医療機関での個別検診

本年度の個別検診は来年2月28日まで実施しています。事前に医療機関へ予約をしてください。

☎ 保健センター

(☎05・73333)

がん個別検診

医療機関名	胃がん検診 (1,000円)	肺がん検診 (無料)	大腸がん検診 (500円)	子宮がん検診 (1,000円)
阿部病院(☎66・2230)	◎	◎	◎	
尾崎病院(☎66・3067)	◎	◎	◎	
高井医院(☎64・1128)			◎	
栃木産婦人科医院 (☎66・2502)				◎
廣瀬病院(☎66・3510)	◎	◎	◎	
山川医院(☎67・1313)	◎		◎	
渡辺医院(☎66・6123)	◎		◎	

(◎印は受診可能)

市総合文化祭作品募集

10月31日から11月3日にかけて有終会館や文化会館などで市総合文化祭が開催されます。その展示作品を募集します。

部 門 絵画・書道・写真・彫塑工芸・生け花・盆栽など(作品の規格や品数は自由)

申込方法 文化会館、各公民館に置いてある申込書に記入し、文化課へ提出

作品募集期間 9月6日(日)～10月5日(四)

作品搬入日時 10月31日(日)正午～午後4時

作品搬出日時 11月3日(日)午後4時～5時

☎ 文化課文化係 (☎66・5410)

ごみ焼却設備に故障が多発

正しく分別しましょう



ごみを処理しているクリーンおくえつに運び込まれる燃やせるごみに異物が混じっていることが原因で、ごみを碎く設備の故障が多発しています。修理には高額な費用と多くの時間が掛かっています。

しく分別しましょう。

「燃やせるごみ」は必ず破砕機でごみを小さくしてから焼却しています。硬い物が混じっていると、破砕機の刃が割れます。

「燃やせるごみ」は必ず破砕機でごみを小さくしてから焼却しています。硬い物が混じっていると、破砕機の刃が割れます。

皆さんの心掛けで防げることがあります。ごみを出すときは「ごみカレンダー」や「ごみの分類と早見表」を参考に正

金属類や石

金属は「燃やせないごみ」か「硬質ごみ」に分別してください。石はごみとして扱

切断されていない

破砕機はシート類など薄い物や柔らかいごみは、破砕できず絡み付いてしまいます。取り除くには時間が掛かりま

ビデオテープやカセットテープ

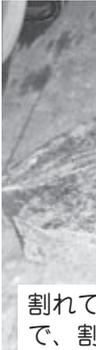
「燃やせるごみ」として出すと、破砕機に自身のテープが絡み付きます。「燃やせないごみ」のヨロシイです。

環境衛生課 廃棄物対策係

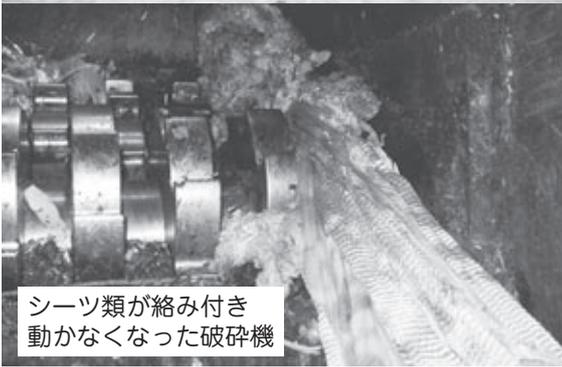
ごみ処理場

電話番号

お問い合わせ



割れてしまった破砕機の刃。刃の厚さは5㎜で、割れる前は直径50㎜の円状



シート類が絡み付き動けなくなった破砕機

9月1日～10日

屋外広告物適正化旬間

掲出前には許可申請を

景観法の制定や屋外広告物法の改正から5年が経ち、全国各地で良好な景観形成に向けて取り組まれています。

本市でも、本年1月から市屋外広告物条例を施行し、より良い景観形成に向けて取り組んでいます。

国土交通省では景観形成に重要な役割を果たす屋外広告物の掲出などについて適正化を推進するため「屋外広告物適正化旬間」を設けました。

自己の店舗や事業所の敷地内で、名称や営業内容を表示した自家用広告物の場合、大きさによっては許可が不要なものがあります。地域によって基準が異なります。

国土交通省では景観形成に重要な役割を果たす屋外広告物の掲出などについて適正化を推進するため「屋外広告物適正化旬間」を設けました。

市屋外広告物条例の施行で、許可基準が厳しくなりました。

内容にかかわらず許可必要

常時か一定期間かを問

従来の基準には適合していたが、新たな基準には適合しないという広告物を変更や改造、移設、除却する場合、改修経費の一部を補助します。詳しくは問い合わせください。

改修促進のため補助金交付

市屋外広告物条例の施行で、許可基準が厳しくなりました。

従来の基準には適合していたが、新たな基準には適合しないという広告物を変更や改造、移設、除却する場合、改修経費の一部を補助します。詳しくは問い合わせください。

都市計画課計画景観係

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

